

八尾市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条 略 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 子ども 満15歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者 (2)～(5) 略 第3条～第16条 略	第1条 略 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 子ども 満18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者 (2)～(5) 略 第3条～第16条 略